

論点5について

地域福祉のための官民協働と民間財源の例

	目的、状況等	事例、今後の動き等
共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を図るため、社会福祉を目的とする事業の活動を幅広く支援するもの。 ・家庭、企業、職場、学校、該当多様な方法により募金を呼びかける赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金のほか、地域の課題解決の取り組みを行う団体と協働する地域課題解決型募金(特定テーマ募金)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動期間の拡大(10/1～3/31)に伴い、延長期間(1～3月)は中央共同募金会において、特定テーマ募金を推進している。 ・見守りネットワーク活動支援(高島市) ・減災・防災のための見守り活動支援(新宮市) ・産後の母親を支える仕組み作りの支援(日出町) など
安心生活創造事業による 自主財源確保のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活創造事業は、地域の居場所づくり、見守りや日常的なちょっとした困りごと等の生活支援を実施するとともに、それらの支援を支えるための安定的な地域の自主財源確保に取り組むための事業。 ・予算事業として実施。 	<p>【事業から生まれた事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ガアリック娘」(ガーリックオイル)(琴平町) ・地域福祉応援グッズ(地域で活用されていない農産物果物などを活用)の商品化(鴨川市)
SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の資金提供者から調達する資金をもとに、NPOやソーシャルビジネスなどのサービス提供者が効果的なサービスを提供し、サービスの成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する、成果連動型の官民連携による投資手法。 ・現在、いくつかの自治体でモデル的に事業が行われている。 ・概算要求中 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市の事例(生活保護世帯のアウトリーチ事業。NPOとケースワーカーが役割分担して、ケースの把握を行う)
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人改革により、社会福祉法人が地域において公益的な取組を行う旨の責務規定が設かれている。(平成28年4月施行) ・地域の生活困窮者に対する相談支援事業及び緊急時の経済的援助を行う取組が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者レスキュー事業(大阪府の450の社会福祉法人が拠出する社会貢献基金を財源として、法人に配置するCSWが相談支援を行う) ・同様の事業が、埼玉県(彩の国あんしんセーフティネット事業)、神奈川県、熊本県、長崎県等でも展開されている。

※このほかの仕組みとして、ふるさと納税(任意の自治体(複数も可)に納税者が納税(寄附)を行う仕組み。納税した税金の使途も納税者が指定することができます。)等もある。

目的

共同募金の概要

- 共同募金とは、**都道府県の区域を単位**として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において**社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者**(国及び地方公共団体を除く。)に配分することを目的とする事業である。(社会福祉法第112条)
※ 平成27年度募金実績 約185億円(平成26年度募金実績 約187億円)
※ 共同募金運動は昭和22年から行われている

募集期間

- 厚生労働大臣告示により、従来、**毎年10月1日から12月31日までの3か月間**とされていたが、平成21年度以降、一部の都道府県共同募金で募集期間を拡大してきたところであり、**平成28年度から全都道府県共同募金会で10月1日から3月31日までの6ヶ月**。
なお、12月については「歳末たすけあい募金」もあわせて実施。※「歳末たすけあい募金」はNHKとの共催

組織

中央共同募金会

- ・募金運動の全国的企画
- ・都道府県共募との連絡調整、
援助、指導
- ・資料の収集、調査研究、啓発宣伝

都道府県共同募金会 (47都道府県)

- ・募金運動の計画
- ・募金目標額の決定、募金活動、
配分
- ・募金実績及び配分結果の公表

共同募金委員会

- ・募金活動
- ・広報活動
- ・ボランティア組織の編成

共同募金の配分

- 共同募金運動で集められた寄附金は、都道府県内の民間社会福祉施設や福祉団体等に配分される。なお、社会福祉法第117条に次のルールが規定されている。
 - ① 社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。
 - ② 配分を行うに当たっては、**配分委員会の承認**を得なければならない。
 - ③ 募金の期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、配分しなければならない。
 - ④ **国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。**

災害時の対応

- 平成12年の社会福祉事業法(現社会福祉法)の改正で、**大規模災害に対応するための準備金の積立て等に関する規定を整備**。
これにより、災害が発生した際には準備金を取り崩し、他の都道府県共同募金会の支援のために拠出することも可能となった。

共同募金・運動期間拡大の取り組み（3つのキャンペーン）

期間	10月～12月	12月	1～3月（新たな運動期間）				
趣旨	赤い羽根共同募金 (地域の幅広い福祉活動のための募金)	歳末たすけあい募金 (生活困窮の人などを支える募金)	地域課題解決型募金 (特定テーマ募金) (地域にある緊急的な課題を解決する募金)				
募金の対象	家庭　企業　職場　街頭　イベント		個人　企業				
募金方法	募金ボランティア・協力組織（町内会等）		地域課題を解決する活動をするボランティア・N P O・地域住民など				
募金協力者	募金ボランティア・協力組織（町内会等）		地域課題を解決する活動をするボランティア・N P O・地域住民など				
募金主体	都道府県共同募金会（市区町村共同募金委員会）						
助成の特徴	地域の幅広い団体による 福祉活動に助成	生活困窮者等を 支える活動に助成	団体が取り組む地域の 特定の課題を解決する 活動へ助成				
助成先	地域住民　社協・ 福祉団体　N P O等	社協、民生・ 児童委員	地域課題を解決する活動をする ボランティア・N P O・ 地域住民など				
活動内容	小地域での 福祉活動	地域の福祉 団体等の活動	県域で活動する 団体の活動	生活困窮者等 を支える活動	産後の母親を 支える活動	地域の防災・ 見守り活動	ひとり親家庭の 児童の学習支援

※地域課題解決型募金は新たな募金手法の一つとして全国で取り組み地域が拡大している。

テーマ型募金（事例①） 見守り活動をテーマとした募金活動の展開＜滋賀県高島市＞

ポイント

- 地域福祉活動計画の重点事業である見守り活動を募金テーマに
- 個人寄付や街頭・イベント募金など幅広く展開し、企業・商店との協働企画としての寄付つき商品を開発

実施主体

高島市共同募金委員会
〒520-1121 滋賀県高島市勝野215 番地
TEL : 0740-36-8220

地域情報

人口（H26.1/1現在）：52,116人
募金実績額(H25)：1,335,536円
※テーマ募金のみの実績

取組内容

「赤い羽根たかしま見守り募金」は、滋賀県高島市で行われている見守りネットワーク活動を支援するために使われる募金です。

見守りネットワーク活動は、子ども、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方、生きづらさを抱えた方など、見守りが必要としている人を住民同士で見守り、互いに気づかい、支え合う「お互いさま」の地域をつくる活動です。

「赤い羽根たかしま見守り募金」は、振込用紙付チラシによる個人への寄付のお願いや、街頭・イベントでの募金活動を展開したほか、市内の企業・商店との協働による寄付つき商品を通じた新たな募金活動を積極的に展開しました。

主な成果

- ・募金使途を明確にすることで、地域住民や市内の企業・商店などに対して募金の必要性を強く訴えることが可能となり、新たな募金手法の展開につながった。
- ・寄付をきっかけに企業との連携が深まり、新たな協働が生まれた。

見守り募金チラシ

赤い羽根たかしま見守り募金

この募金は、高島市の「見守りネットワーク活動」のために使われます。



誰かが、そばに居てくれるあたたかさ。

「見守りネットワーク活動」とは、子ども、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方、生きづらさを抱えた方などを見守り、互いに気づかい、住民同士で見守り、他の地域でも活動です。

活動を通じて、住民同士でネットワークを形成し、

あたなわいがたりが創造され、誰もも地域で貢献しない。

そんな、温からしい地域づくりを進めます。

「たかしま見守り募金」への参加方法



見守り活動の様子



寄付つき商品チラシ



あど果めるく5ヶ入り1箱640円につき、

売上から10円を寄付します。

あど果めるく8ヶ入り1箱1,100円につき、

売上から10円を寄付します。

アドベリースイーツギフト(大)1箱3,150円につき、売上から

30円を寄付します。

見守り活動ってなんですか？

「見守り活動」とは、子ども、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方、生き辛さを抱えた方などを、地域住民同士で見守り、ともに集い、諸らう場所をつくることなどを通じて、誰もが安心して暮らせる地域をつくる活動です。

赤い羽根たかしま見守り募金

お困りの方へお手伝い 高島市安曇川町西万才11-1 ☎0740-32-0842

高島市共同募金委員会 高島市勝野251番地高島市役所高島支所 ☎0740-36-8220

市内商店への募金箱設置



テーマ型募金（事例②） 防災と見守りのしくみづくり＜和歌山県新宮市＞

ポイント

- ・減災・防災を切り口とした見守り活動を展開
- ・地域課題をテーマとした募金活動を展開し、募金活動が本来持っている当事者性や運動性が前面に出ることにより、地域住民の共感と参加を促進

実施主体

新宮市共同募金委員会
〒647-0041 和歌山県新宮市野田1番1号
TEL : 0735-21-2760

地域情報

人口（H28.6/1現在）：28,857人
募金実績額(H26)：1,044,861円
※テーマ募金のみの実績

取組内容

平成23年9月の台風12号に伴う集中豪雨により大きな被害を受けた和歌山県新宮市では、こうした防災・減災のための事業財源を確保するとともに、平成23年台風災害の記憶を風化させることなく、地域住民の防災意識を高めることを目的として、平成25年度から「新宮いのちの募金」を開始した。

災害により明らかになった地域の喫緊の課題である「減災・防災のまちづくり」を切り口に、社会福祉協議会の本来的な活動である地域住民が主体となった見守り活動を展開しながら、一方で課題に対する住民の共感性の高さに着目し、住民自身の活動を支える財源を住民の寄付により得ていくしくみづくりを行った。

主な成果

- ・個別の地域課題や活動をテーマとした募金活動を展開することで、募金活動が本来持っている当事者性や運動性が前面に出ることによって、地域住民の共感と参加がより促進された。

いのちの募金チラシ



台風12号による被害



防災用バケツの配布



活動報告会の様子



テーマ型募金（事例③） 産後の母親を支えるしくみづくり＜大分県日出町＞

ポイント

- 孤立してしまいがちな産後の母親が抱える課題を募金テーマに設定
- 子育て支援を行う団体など、地域住民が主体となった応援団が募金を呼びかけ

実施主体

日出町共同募金委員会
〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原
2277番地1 TEL: 0977-72-0323

地域情報

人口（H26.1/1現在）：28,645人
募金実績額(H25)： 446,067 円
※テーマ募金のみの実績

取組内容

産後のママを取り巻くさまざまな不安や負担を少しでもサポートすることを目的として、「産後3ヶ月以内の母親」を対象に、育児相談や家事援助、育児補助などを行う「産後センター」を養成・派遣する「ひじまち子育て応援団」が大分県日出町に誕生しました。

大分県共同募金会と日出町共同募金委員会では、子育て応援団の活動を応援することをテーマとした新たな募金「産後のママを支える募金」を実施し、産後の母親が抱えている課題を地域住民に知つてもらいながら、共感による募金を呼びかけ、活動に必要となる目標額に近い44万円の募金実績をあげました。

主な成果

- ・テーマ型の募金活動を通じて、地域住民の課題への気づきや活動への共感を得ることにつながった。
- ・活動に参画した地域住民をさらに募金活動の主体としていく過程で、参加意識の向上や主体形成の促進につながった。

産後のママを支える募金チラシ



子育て応援団



オリジナル募金箱



産後センターの活動



安心生活創造事業による自主財源確保のための取組（実例1）

事例7 「ガアリック娘」でまちおこし

～地域の力を集結し、地元農産物を使った新商品開発とまちおこしを～

琴平町社会福祉協議会 ほか

（実施主体）

琴平町社会福祉協議会、JA香川象印支店、琴平町

（ガアリック娘　商品化の過程）

福祉・教育・観光業を巻き込んだ農工商連携商品の開発とまちおこし



- 琴平町社会福祉協議会 …… 一次加工・販売を担当。栽培と一次加工作業を障害者作業所へ委託し、障害者の自立支援の場を提供。ほ場を借り受け、児童との交流を含めた活動に取り組む。
- 地元生産者・JA …… にんにく栽培の支援を行う。生産・出荷と乾燥を担当。
- 県内製造会社 …… ガアリック娘の製造
- 障害者作業所 …… にんにく加工・ラベリング作業
- 琴平町観光協会 …… 販売・使用的全面協力
- 高校生・町民・小学校 …… 高校生がラベルデザインとネーミングの考案、デザインは町民が選定。小学校では、にんにくをテーマに郷土学習をする。

活動の目的と具体的な内容

にんにくの生産量において日本第2位を誇る産地である琴平町。香川県が平成19年度に実施した生産者と商品加工業者を結び付けるマッチング事業で、県内の業者から「琴平町のにんにくを使ってガアリックオイルを作りたい」という申し出がありました。折しも、琴平町観光協会では「琴平町オリジナルの特産品の創出」を、にんにく生産者は「規格外の有効活用」を、琴平町社会福祉協議会は「障害者の自立支援のための機会や場の創出」を考えており、琴平町社会福祉協議会とJAや担当行政が結びつき、それぞれの課題解決のしくみとしあげを作り出したのが「ガアリック娘（ガアリックオイル）」です。

活動の効果

「ガアリック娘」の生産・販売の過程を通じてのまちおこしが、地域との交流やつながりを促進することにもつながっています。

例えば、種まき作業に小学生が参加したり、商品ラベルデザインとネーミングを地元高校生が行い、町民がデザインを選定するようにしたりという工夫があります。また、学校給食でも使用されるようになり、地元高校でのレシピづくり・料理コンテストを行ったことで「ガアリック娘」は、地元の方々にも愛される特産品となりました。今後は、にんにくの生産の場が障害者の就労の場としてだけでなく、地域・農業・人を結びつける交流の場となっていくことが期待されます。



『地域の支え合い・福祉活動事例集

育てて つなごう 地域の絆』

発行／香川県 編集／香川コミュニティソーシャルワーク実践研究会 より抜粋

安心生活創造事業による自主財源確保のための取組（実例2）

安定的な地域の自主財源確保の取り組み(4)

【鴨川市の取組例】

H23年10月20日

安心生活創造事業推進検討会資料より

地域福祉応援グッズの商品化

《地域の課題》

少子高齢化、家庭や地域連帯感、人と人とのつながりの希薄化

鴨川市江見地区(江見、曾呂、太海)

地域づくりの視点：高齢者・障害者等支援、地域住民間の交流

- ・高齢者の生きがいづくり
- ・障害者の社会参加
- ・地域ボランティアの協力

地域で活用されていない農産物・果物などを活用

地域福祉応援グッズの商品化

○1次加工

福祉作業所、地区内福祉施設

○2次加工・商品化

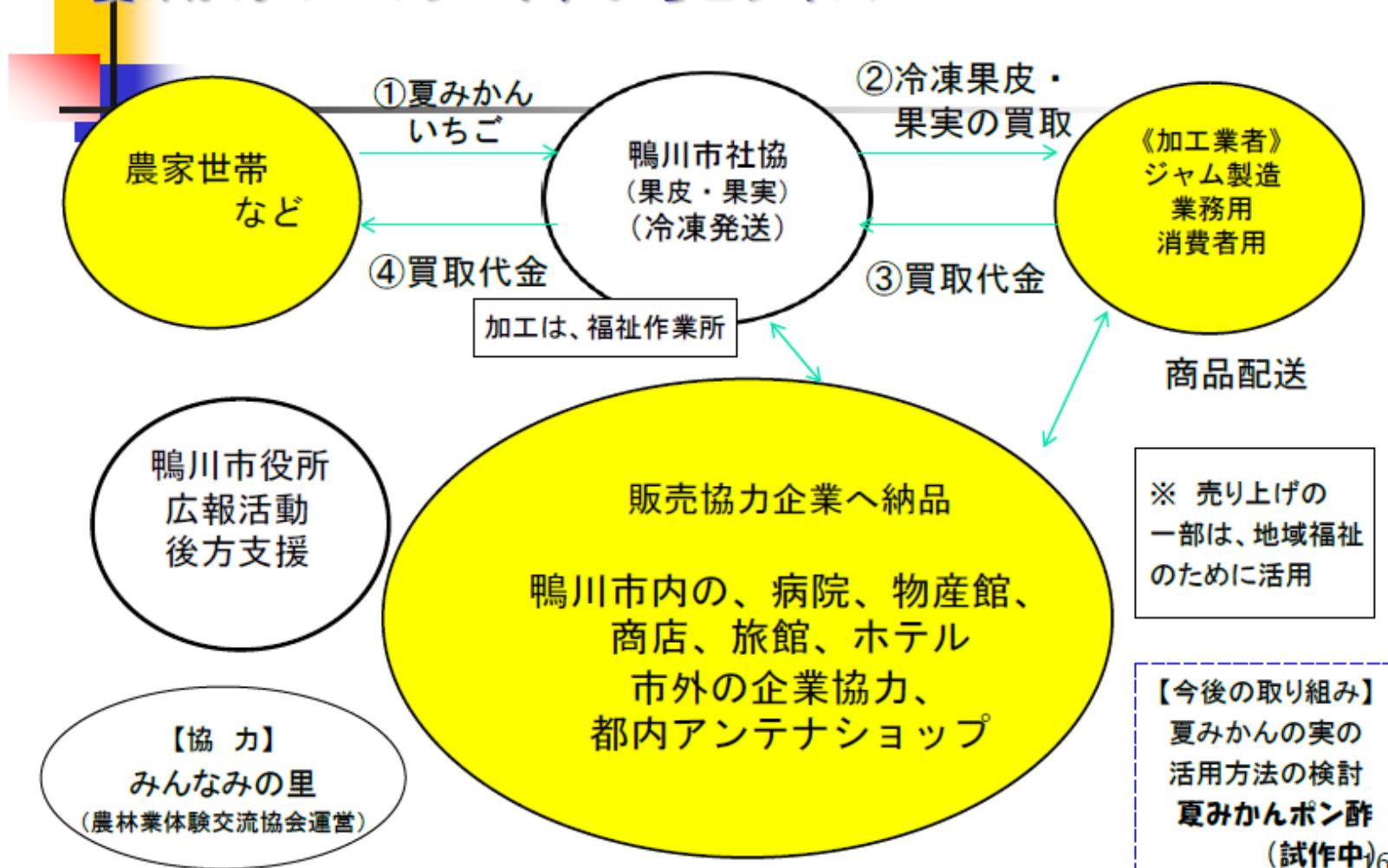
(加工業者と連携)

地域福祉応援グッズの販売（市内の病院、物産館、商店、ホテル等）

【鴨川市の取組例】
H23年10月20日
安心生活創造事業推進検討会資料より

「地域福祉応援グッズ」販売までのフロー図

夏みかんマーマレード、いちごジャム



みんなで「福祉でまちづくり」を応援

鴨川市社会福祉協議会

マママレード、いちごジャムを販売

その名も！！！

①かもがわ おひさまの
マママレード 580円

②かもがわ おひさまの
いちごジャム 620円

※上記はいずれも税込販売価格



地域福祉応援金(協力金)

マママレード(580円) ⇒応援金 **100円**
いちごジャム(620円) ⇒応援金 **80円**



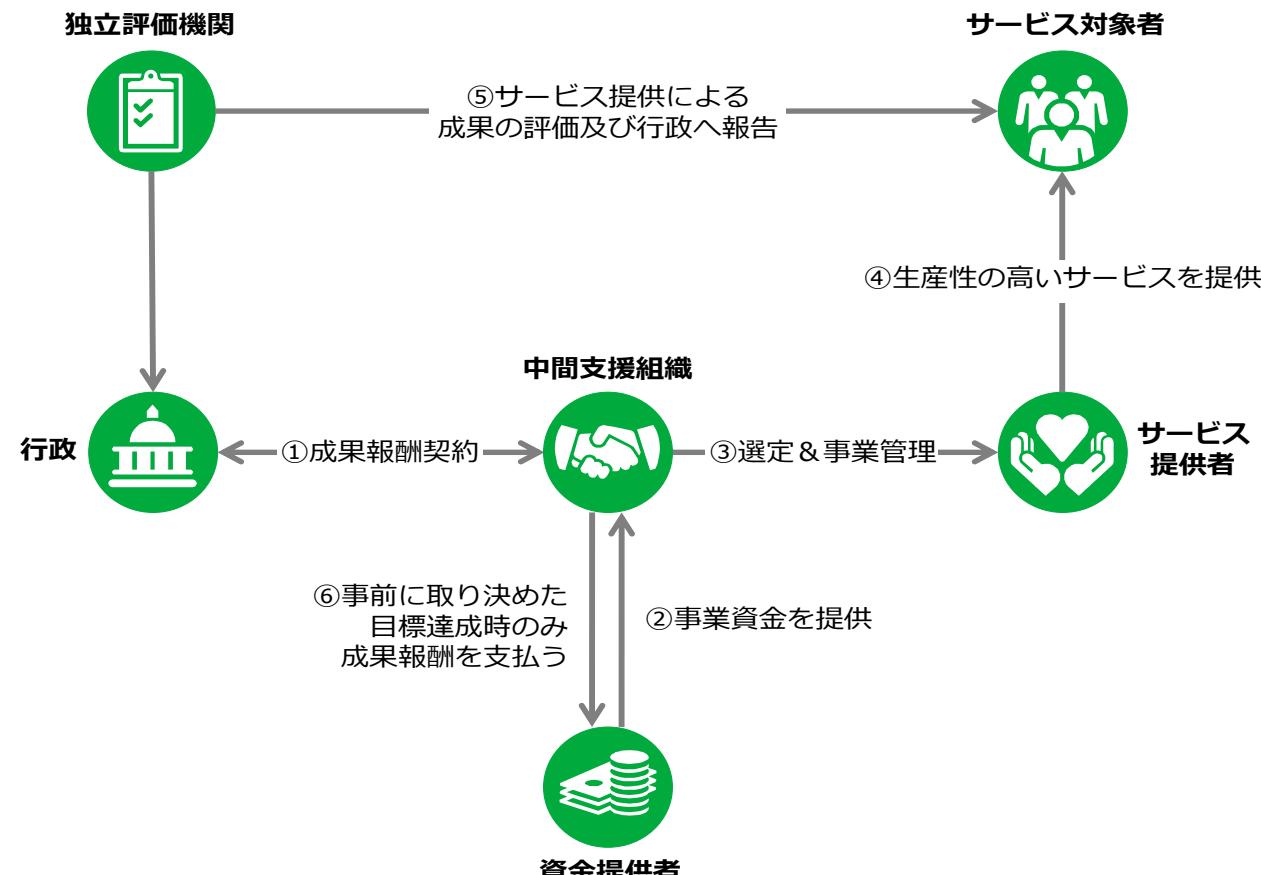
「福祉でまちづくり」のシンボルへ

18

民間の資金提供者から調達する資金をもとに、NPOやソーシャルビジネスなどのサービス提供者が効果的なサービスを提供し、サービスの成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する、成果運動型の官民連携による社会的インパクト投資の手法の一つ。

SIBは、2010年に英国において第1号案件が形成されてから、2016年現在60を超える案件が世界15か国で形成され、投融資された総額は200億円以上。

対象となる分野は、受刑者の再犯防止、若年雇用、ホームレス支援、幼児教育、予防医療など多岐にわたる。





尼崎市SIB実証事業概要

取組概要	<ul style="list-style-type: none">尼崎市にて増加する生活保護世帯のうち就労が可能と思われる若者（15～39歳）を対象にしたアウトリーチ（訪問支援）、就労支援のプログラムを実施することで、社会保障費の低減、税収の増加を意図したSIBを組成する。
提供サービス	<ul style="list-style-type: none">サービス対象者：尼崎市の生活保護受給世帯における15歳～39歳の就労可能な若者（ただし、特にひきこもり等の行政の介入が難しく、ケースワーカーがリーチできていない層）提供サービス：対象となる若者への関与継続型のアウトリーチと就労支援を行い、尼崎市の就労支援施策と連携させることで若者の就労を支援する。
成果目標	<ul style="list-style-type: none">200名のうち6名の就労と4名の就労可能性向上を目指す
コスト削減効果	<ul style="list-style-type: none">6名が就労、4名の就労可能性が向上した場合、 <u>生活保護費削減額及び納税額増加による尼崎市の便益：</u> <u>約1,300万円</u>SIB事業費：<u>約1,300万円</u>尼崎市単体でのコスト削減効果は小さいが、国の費用負担を含めると<u>4,400万円のコスト削減効果</u>が見込める。

平成29年度概算要求の内容

平成29年度 予算概算要求の主要事項【PR版】より抜粋

第6 自立した生活の実現と暮らしの安全確保

1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

(4) 民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】

1.5億円

地域の福祉・医療ニーズが多様化・複雑化する中、民間の資金やノウハウを活用した地域の社会的課題への対応（「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の手法の活用について検討を行う。

「大阪しあわせネットワーク(オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業)」概要

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談
「生活困窮者レスキュー事業」

社会福祉法人(施設)の強みを
活かした地域貢献事業



社会福祉法人
(府内1,500施設)

オール大阪の
社会福祉法人が
社会貢献基金を拠出
(大阪府社協が管理)



大阪府
社会福祉協議会

経済的援助・物品支援
(現物給付)

生活困窮家庭

対象者に寄り添う
総合生活相談



社会福祉法人(施設)の強みを
活かした地域貢献事業

保育園における地
域貢献事業
(スマイルサポーター)

社会参加
生きがい支援



総合生活相談員
(コミュニティイーシャルワーカー)
※保育園はスマイルサポーター

連携

社会貢献支援員

※各社会福祉法人ならびに大阪府社協は「第2種
社会福祉事業(生計困難者に対する相談支援事
業)」として定款に記載して実施

就労支援



家計相談支援



社会福祉法人が有する施
設機能、専門性や
ノウハウを活かした実践



子どもの
学習支援



<参考>社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)12年間の実績
～生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ～

実績(H16~27)

○対象者に寄り添う総合生活相談(既存制度へのつなぎ、自立支援)	42,000件以上
○緊急的な経済援助(概ね10万円を限度とした食材支援等の現物給付)	6,444世帯以上
○地域住民からの寄付物品(生活家電・日用品等)を活用した物品支援	3,600世帯以上

社会福祉法人が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活
用など)を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中
間的就労、障がい者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の
児童に対する学習支援など、社会福祉法人(施設)の特性や
強みを活かした実践を開発・展開

＜事業の趣旨・目的＞

- ◎昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など厳しい福祉課題・生活課題が全国に広がっている。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができない“制度の狭間”の生活困窮も生じている。
- ◎これからの中社会福祉法人は、社会福祉施設の経営だけでなく、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かして地域の様々な課題に積極的に取り組み、他の経営主体との違いを鮮明にし、社会福祉法人の存在感を示す必要がある。
- ◎今、改めて社会福祉法人制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人の使命として、府内すべての社会福祉法人、社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かした積極的な支援活動を行い、地域のセーフティネットを担っていくため、大阪府内のすべての社会福祉法人が参画する「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（愛称：大阪しあわせネットワーク）」を実施する。

彩の国あんしんセーフティネット事業

事業所など
障害者相談支援C
地域包括支援センター
行政機関
民生委員・自治会

生活困窮者世帯

各社会福祉法人

地域の生活困窮者に
対する相談員
(担当相談員)

施設職員を担当相談員として配置し、
生活困窮者等の相談にあたる

埼玉県社会貢献基金

社会福祉法人や施設から拠出した基金で事業を運営

拠点施設
(社会福祉施設)

社会貢献支援員

県内4か所の拠点となる施設に配
置し、担当相談員と協働して相談
支援にあたる

社協

連絡

連絡

連絡

支援の要請

協力

経済的援助の
精算

支援員の配置
(人件費の負担)

経済的援助
(現物給付)

機関・制度へのつなぎ
行政機関、民生委員、社協、地域包括支援セ
ンター、病院、NPOなど

基金への
拠出

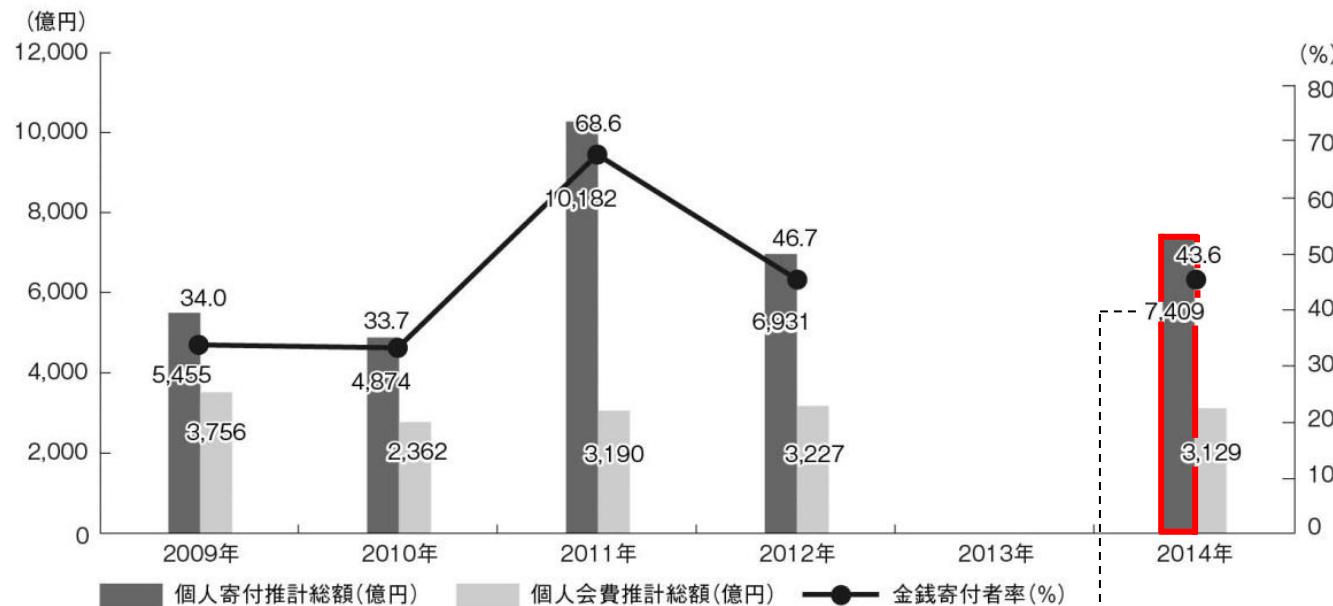
運営委員会

埼玉県社会福祉法人社会貢献
活動推進協議会

埼玉県社会福祉協議会

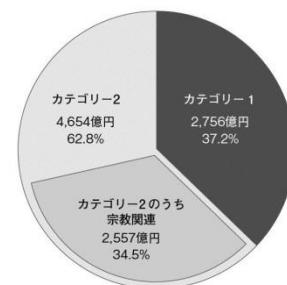
日本の個人寄付は約7,409億円、個人会費は約3,129億円。
15歳以上人口の43.6%の人が寄付を行っている。（推計）

図1-5 個人寄付総額・会費総額・寄付者率の推移



注：2011年は震災関係の寄付(5,000億円)を含み、金銭寄付者率も震災関係以外の寄付者率(29.4%)を含む。

図1-6 個人寄付総額の内訳



カテゴリー1
(緊急災害支援／国際協力・交流／芸術文化・スポーツ／教育・研究／雇用促進・雇用支援／保健・医療・福祉／子ども・青少年育成／自然・環境保全／権利擁護・権利支援／社会貢献活動の中間支援／その他)

国や都道府県・市町村／政治献金／宗教関連
／共同募金会／日本赤十字社／自治会・町内会など／業界団体・商業団体・労働組合

カテゴリー1の寄付の直接のきっかけは、関心があった、インターネットで知った、TV・新聞等での紹介が上位

表1-8 寄付の直接のきっかけ(複数回答)(性別、カテゴリー別)

	全体 (n=4,174)	男性 (n=1,956)	女性 (n=2,218)	カテゴリー1 のみ (n=629)	カテゴリー2 のみ (n=2,315)	(%) 両方 (n=1,230)
自治会や町内会が集めに来た(回覧を含む)から	52.4	50.4	54.2	8.4	61.1	58.7
関心があったから	22.3	21.9	22.7	33.9	12.5	34.9
街頭での呼びかけがあったから	17.4	15.9	18.8	10.2	13.7	28.0
インターネットで知ったから	12.4	12.1	12.6	16.5	9.5	15.7
きっかけがわからぬくらい昔から知っている	10.1	9.6	10.6	6.4	7.6	16.7
家族や知人や団体から頼まれたから	8.5	9.2	7.8	4.3	7.6	12.3
TVや新聞や雑誌で寄付先の活動が紹介されていたから	7.6	7.0	8.1	10.7	3.9	12.9
寄附つき商品や団体の販売物品の購入機会があったから	6.8	4.5	8.8	3.3	4.2	13.4
その団体でボランティアをしていたから	5.7	5.8	5.6	6.2	3.4	9.8
イベントに参加したから	5.4	5.0	5.8	5.9	2.9	9.9
ダイレクトメールをもらったから	4.8	5.8	3.8	8.7	1.4	9.1
家族や知人や団体を通じて紹介されたから	4.5	4.9	4.1	4.1	3.2	7.1
職場や学校で紹介してもらったから	4.4	4.6	4.2	6.7	3.4	5.0
財政的に余裕があったから	3.6	4.9	2.4	4.9	2.1	5.7
自宅や勤務先の近くに寄付先の事務所があったから	2.8	3.0	2.6	2.1	2.2	4.4
相続や香典などがあったから	1.6	1.9	1.4	1.0	1.2	2.8
記念日だったから	0.8	0.9	0.7	0.3	0.5	1.6
その他	3.0	3.1	2.9	6.4	2.2	2.9

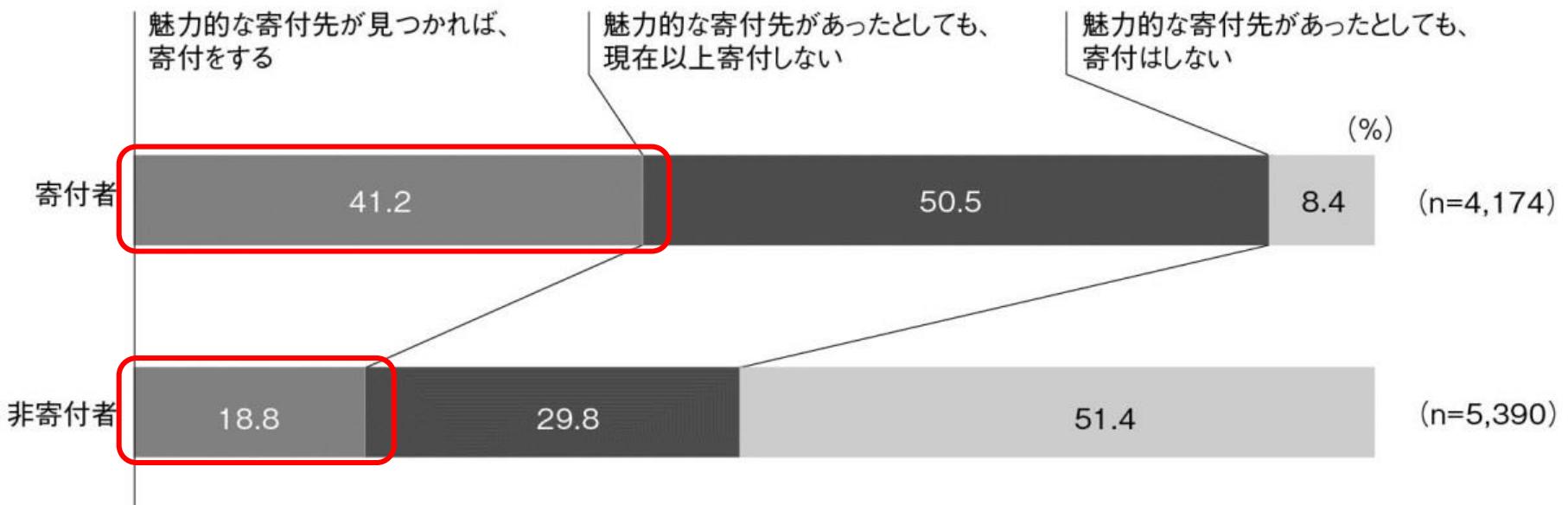
寄付を選ぶ際に重視したこととして、「使い道が明確」「趣旨・目的に賛同」に次いで、「寄付の方法がすぐに分かり簡単」が第3位

表1-9 寄付先を選ぶ際に重視したこと(複数回答) (カテゴリー別、継続して支援したい団体の有無別)
(%)

	全体 (n=4,174)	カテゴリー1 のみ (n=629)	カテゴリー2 のみ (n=2,315)	両方 (n=1,230)	継続して支援 したい団体あり 『そう思う』 (n=2,203)	継続して支援 したい団体あり 『そう思わない』 (n=1,971)
寄付金の使い道が明確で、有效地に使ってもらえること	42.3	46.1	34.0	56.0	48.9	34.9
活動の趣旨や目的に賛同・共感・期待できること	36.6	45.0	26.3	51.7	47.2	24.8
<u>寄付の方法がすぐにわかり簡単であること</u>	<u>23.9</u>	24.3	19.6	31.9	26.3	21.3
団体の知名度があること	18.1	14.3	17.6	20.8	20.1	15.8
多くの人たちが寄付していること	15.6	8.1	17.9	15.0	13.6	17.8
信用できる役員やスタッフがいること	13.1	13.4	10.6	17.5	16.3	9.4
団体や活動に関する情報が多いこと	12.6	16.7	8.1	18.9	17.7	6.7
報道などで社会的な評価がされていること	10.6	10.2	7.3	17.0	15.1	5.5
経営基盤がしっかりしていること	8.9	8.7	6.6	13.2	11.1	6.3
領収書が発行されること	6.9	5.7	6.4	8.3	8.3	5.3
税の優遇措置が受けられること	5.6	4.8	5.4	6.3	6.7	4.3
寄付者に対する特典があること	4.3	1.7	5.2	3.9	4.4	4.2
寄付者(個人)の名前が公表されること	1.2	1.0	0.9	2.0	1.3	1.1
著名人が関わっていること	0.6	1.0	0.4	0.8	1.0	0.2
その他	4.0	3.5	5.1	2.3	1.7	6.5

寄付者の約4割以上、非寄付者でも約2割近くが
魅力的な寄付先があれば「寄付をする」と回答。

図1-19 魅力的な寄付先への寄付意向



寄付者の7割以上が寄付を「税金とは別の新しい公共を支える資金として必要である。」と考えている。

表3-15 寄付者の意識・考え方

(単位：%)

調査対象年	2009	2010	2011	2012
社会のモラルとして必要である	72.1	84.4	78.4	
<u>税金と別のある新しい公共を支える資金として必要である</u>	63.2	72.1	71.1	
市民が社会に参加する大切な手法のひとつである	73.5	83.2	83.5	
税金を払っているのです必要はない	22.1	22.0	22.1	
職場や学校でもっと活発に行われるべきだ	50.5	57.2	57.7	
時間や金銭に余裕のある人だけがすればよい	50.4	52.9	45.6	
自己満足である	45.3	39.6	35.2	
社会に対する恩返しである	70.4	77.0	75.0	
助け合いや社会貢献の表れである	89.3	93.4	91.9	
参加できる仕組みがあまりない	57.9	57.3	58.0	
自分の信仰心を高めるものである	16.9	24.1	21.4	
国や地方自治体が行政サービスを十分行えば必要なくなる	39.4	42.4	35.8	
今後、日本でもっと寄付が進むようになると良い	73.0	82.0	79.1	
寄付は匿名でするほうが望ましい		62.3	68.7	
使い道や成果が明確であるべきだ		96.6	95.2	

注：2011年は、震災関連と震災以外を合算して再集計した値

2012年は、寄付者の意識・考え方に対する調査が行われなかった